

倶知安準都市計画区域の変更（北海道指定）

1. 準都市計画区域の名称

倶知安準都市計画区域

2. 新たに準都市計画区域に含まれる土地の区域

- (1) 虻田郡倶知安町字峠下 33 番、34 番、43 番の一部、44 番から 59 番まで、62 番から 75 番まで、77 番から 87 番まで、89 番から 101 番まで、105 番、106 番、107 番の一部、108 番から 111 番まで、113 番から 138 番まで、140 番、141 番、144 番、147 番、150 番から 153 番まで、155 番、159 番から 161 番まで、163 番から 171 番まで、173 番から 177 番まで、180 番、181 番、183 番から 188 番まで、190 番、193 番から 206 番まで、207 番の一部、208 番の一部、209 番の一部、210 番、211 番、213 番から 218 番まで、224 番の一部、225 番、226 番、228 番の一部、236 番、237 番、240 番から 244 番まで、247 番、248 番、252 番の一部、1170 番、2392 番、2394 番

これらの区域に隣接する倶登山川の河川敷地の一部

- (2) 虻田郡倶知安町字琴平の倶登山川の河川敷地の一部

- (3) 虻田郡倶知安町字花園 14 番から 30 番、33 番の一部、36 番の一部、43 番、49 番、51 番、54 番、58 番、60 番、62 番、67 番の一部、68 番の一部、69 番の一部、70 番から 74 番まで、76 番、78 番から 80 番まで、88 番、93 番、94 番の一部、95 番、96 番、98 番の一部、99 番の一部、100 番の一部、101 番から 104 番まで、106 番の一部、107 番の一部、108 番から 110 番まで、112 番、114 番から 116 番まで

- (4) 虻田郡倶知安町字旭 79 番の一部、131 番、132 番、138 番、139 番の一部、140 番から 143 番まで、145 番、154 番から 157 番まで、160 番から 162 番まで、163 番、164 番の一部、201 番から 203 番まで、205 番、207 番、209 番から 211 番まで、214 番から 216 番まで、218 番、237 番の一部、282 番、286 番から 290 番まで、292 番、294 番、296 番から 300 番まで、302 番、333 番から 338 番まで、341 番、343 番、344 番、346 番、374 番、377 番から 380 番まで、382 番、383 番、395 番、398 番、425 番から 434 番まで、436 番、437 番、440 番から 442 番まで、444 番

- (5) 虻田郡倶知安町字岩尾別 355 番の一部、359 番の一部、369 番の一部、382 番、384 番、390 番

- (6) 虻田郡倶知安町字山田 150 番の一部

- (7) 虻田郡倶知安町南 1 0 条東 2 丁目の尻別川河川敷地の一部

- (8) 虻田郡倶知安町字高砂の全域、字比羅夫の全域、尻別川河川敷地の一部

(9) 虻田郡倶知安町字高嶺 4 番

(10) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 4 丁目 195 番の一部、226 番の一部

(11) 虻田郡倶知安町字樺山 260 番の一部

これらの区域に介在する国有地、道有地、町有地の全部並びにこれらの区域の地先公有水面。

3. 準都市計画区域に含まれる土地の区域

(1) 虻田郡倶知安町字花園 1 番、3 番から 13 番まで、14 番の一部、40 番の一部、41 番の一部、42 番、43 番の一部、44 番から 48 番まで、74 番の一部、76 番の一部、77 番、78 番の一部、79 番の一部、82 番、109 番の一部、111 番、117 番から 119 番まで

(2) 虻田郡倶知安町字旭 119 番の一部、130 番、131 番の一部、132 番の一部、133 番から、137 番まで、138 番の一部、141 番の一部、142 番の一部、143 番の一部、146 番から 153 番まで、155 番の一部、156 番の一部、165 番から 173 番まで、176 番、179 番から 181 番まで、183 番から 185 番まで、187 番から 193 番まで、195 番から 200 番まで、219 番、220 番、223 番から 232 番まで、237 番の一部、238 番から 240 番まで、272 番、273 番、276 番、279 番から 281 番まで、282 番の一部、284 番、285 番、286 番の一部、303 番、305 番、306 番、312 番、314 番から 318 番まで、323 番、349 番、351 番、356 番、361 番、371 番から 373 番まで、384 番、385 番、387 番から 393 番まで、394 番、395 番の一部、396 番、398 番の一部、399 番、403 番から 413 番まで、415 番から 424 番まで、437 番の一部、439 番、445 番、448 番

(3) 虻田郡倶知安町字岩尾別 21 番の一部、24 番の一部、25 番の一部、26 番の一部、27 番、28 番の一部、44 番の一部、46 番、48 番から 59 番まで、61 番から 63 番まで、64 番の一部、67 番の一部、69 番から 80 番まで、82 番、120 番から 123 番まで、126 番、128 番から 152 番まで、154 番、156 番から 176 番まで、177 番の一部、178 番、179 番の一部、180 番から 214 番まで、219 番から 223 番まで、225 番から 228 番まで、230 番から 251 番まで、253 番、255 番から 262 番まで、264 番から 270 番まで、272 番から 290 番まで、292 番から 294 番まで、296 番、302 番の一部、313 番、315 番、317 番、318 番、321 番から 325 番まで、327 番の一部、328 番の一部、329 番の一部、330 番の一部、339 番、343 番の一部、344 番の一部、345 番から 348 番まで、351 番、354 番、355 番の一部、357 番、358 番の一部、359 番の一部、369 番の一部、370 番の一部、372 番の一部、374 番から 376 番まで、378 番、380 番、381 番の一部、386 番から 389 番まで、390 番の一部、403 番、843 番、1002 番、1004 番、1005 番

尻別川の河川敷地の一部

- (4) 虻田郡倶知安町字山田 1 番、3 番、9 番、11 番、13 番、14 番、17 番、19 番から 22 番まで、24 番から 34 番まで、35 番の一部、37 番、38 番、42 番から 46 番まで、48 番、50 番の一部、54 番の一部、55 番、59 番、83 番、137 番、150 番の一部、181 番、196 番の一部、217 番から 225 番まで、236 番、1526 番、1527 番、2396 番、2400 番

尻別川の河川敷地の一部

- (5) 虻田郡倶知安町字樺山 1 番、3 番から 5 番まで、7 番から 15 番まで、17 番、19 番、21 番から 28 番まで、30 番、31 番、33 番から 39 番まで、41 番、44 番、46 番から 59 番まで、62 番から 65 番まで、67 番から 69 番まで、71 番から 73 番まで、75 番から 81 番まで、83 番から 88 番まで、90 番、91 番、93 番から 99 番まで、101 番から 112 番まで、114 番から 116 番まで、118 番から 120 番まで、122 番から 128 番まで、130 番から 134 番まで、138 番から 147 番まで、150 番から 158 番まで、163 番、166 番、172 番、177 番から 186 番まで、188 番、189 番、192 番、193 番、196 番、198 番から 211 番まで、213 番から 219 番まで、223 番から 225 番まで、227 番、228 番、232 番、236 番、238 番から 241 番まで、243 番、245 番、251 番、252 番、258 番、259 番、260 番の一部、262 番から 268 番まで

尻別川の河川敷地の一部

- (6) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 1 丁目の全域
- (7) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 2 丁目 179 番、181 番の一部、182 番、183 番の一部
- (8) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 3 丁目 181 番、182 番、183 番の一部、184 番、185 番、188 番から 192 番まで、2406 番
- (9) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 4 丁目 166 番、188 番、191 番、193 番、195 番、226 番
- (10) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 2 条 1 丁目から 3 丁目の全域
- (11) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 3 条の全域
- (12) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 4 条 1 丁目から 3 丁目の全域
- (13) 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 5 条 1 丁目から 4 丁目の全域

4. 準都市計画区域から除外される土地

(1) 虻田郡倶知安町字山田 50 番の一部、150 番の一部

(2) 虻田郡倶知安町字花園 40 番の一部

(3) 虻田郡倶知安町字岩尾別 369 番の一部、370 番の一部

5. 変更の理由

倶知安準都市計画区域は、平成 20 年 2 月に約 2,298ha を指定し、現在に至るが、現在の準都市計画区域の縁辺部でのリゾート地開発の広がりが見られ、それに伴い倶知安都市計画区域外の国道 5 号沿線にもリゾート開発関連の土地売買、開発の動きが見られる。今後も、高規格幹線道路のインターチェンジの設置や北海道新幹線の新駅開業によりさらなる開発の動きが予想されることから、無秩序な開発を防止し、豊かな自然景観を残すこと及び住民の生活環境を保全するため準都市計画区域を拡大する。

また、既指定の準都市計画区域について、保安林界・国有林界に関連する区域境界の一部見直しを行ったため、準都市計画区域を拡大・縮小する。

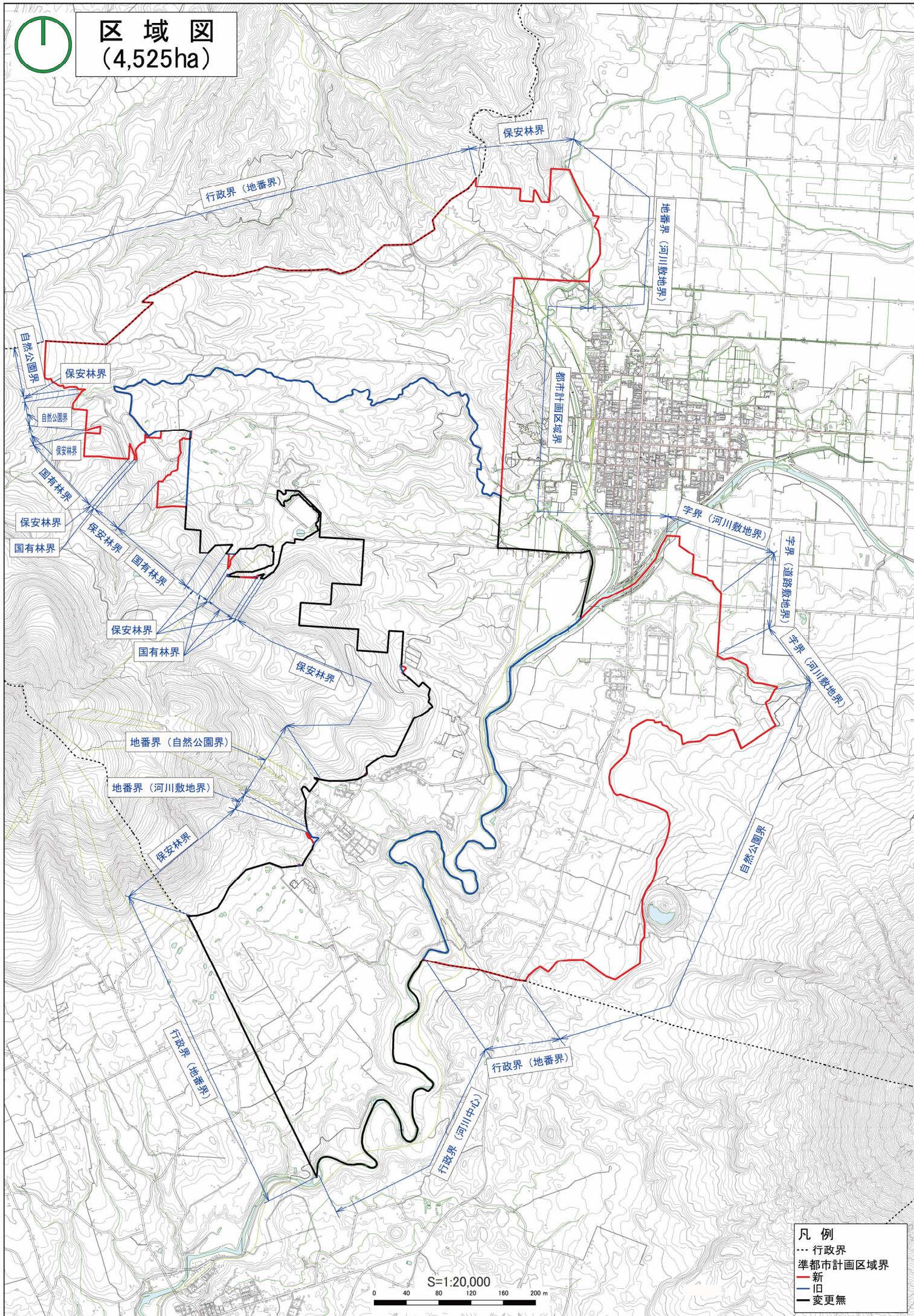
6. 新旧準都市計画区域の面積及び人口表

区 分	準都市計画区域人口	準都市計画区域面積
新準都市計画区域	1,937 人	約 4,525 ha
旧準都市計画区域	1,055 人	約 2,298 ha

令和 2 年国勢調査人口



区域図 (4,525ha)



- 凡例
- 行政界
 - 準都市計画区域界
 - 新
 - 旧
 - 変更無

S=1:20,000

0 40 80 120 160 200 m